

1 精神障害者の雇用の状況

○精神障害者数

- 174万人 (20～65歳未満の入院患者以外の精神疾患患者数) (平成17年患者調査)
- 38万人 (精神保健福祉手帳交付者) (平成17年度末)

※ 精神保健福祉手帳交付者数は年度末の交付者数から有効期限切れのものを除いた数

(参考)	1級	7万2千人
	2級	23万3千人
	3級	7万7千人

○精神障害者のうちの雇用者数

- 1. 3万人 (5人以上規模企業) (平成15年度障害者雇用実態調査)
- 0. 2万人 (56人以上規模企業) (平成18年障害者雇用状況報告)

(参考1) 身体障害者 23万8千人 知的障害者 4万4千人 (平成18年障害者雇用状況報告)

(参考2) 精神障害者を雇用している事業主数 1,502社 (平成18年障害者雇用状況報告)
(全企業数は67,168社)

2 精神障害者に対する主な雇用支援施策

(1) 障害者雇用率制度における精神障害者の特例

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定。短時間労働者である精神障害者についても0.5人分として算定。

【平成18年4月から実施】

(2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度

平成4年より精神障害者に対して、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を支給。また、平成10年より精神障害者である短時間労働者の雇用について、助成措置を適用。

（精神障害者である短時間労働者については、週所定労働時間が15時間以上の者）

(3) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

ハローワークでは、就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により障害者の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施。

精神障害者の新規求職の状況

18,918人（34.2%増）（平成18年度職業安定業務統計）

（参考1） 身体障害者 62,217人 知的障害者 21,607人（平成18年障害者雇用状況報告）

（参考2） 精神障害者の就職件数及び就職率（平成18年度）

- ・ 就職件数 6,739件
- ・ 就職率 35.6%

(4) 精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化等（精神障害者ステップアップ雇用奨励金（仮称）」の創設等）

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指すことができる制度（「精神障害者ステップアップ雇用奨励金（仮称）」）を創設するとともに、「精神障害者就職サポーター（仮称）」を配置し、ハローワークにおける精神障害者のカウンセリング機能を強化することにより、精神障害者の雇用促進のための包括的な支援を実施。

【新規事業として、平成20年度予算要求中】

(5) 精神障害者に対する総合的雇用支援

地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置して支援体制を強化し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して、総合的な支援を実施。

（平成17年10月から全国47センターで実施）

(6) 医療機関等と連携による精神障害者のジョブガイダンス事業

医療機関等を利用している精神障害者を就職に結びつけるため、ハローワークから医療機関等に向いて、就職活動に関する知識や方法についてガイダンスを行うことを通じて、職業準備性や就職意欲を高め、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助を実施。また、医療から雇用への移行を促す就労支援モデルを構築する取組をモデル的に実施。

(7) 精神障害者等のグループ就労に対する支援

企業において数人の精神障害者等のグループが指導員の指導を受けながら就労する場合に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、常用雇用への移行を促進。

【平成18年1月から実施】

(8) 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す。

(9) 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

職場への円滑な適応を図るため、職場にジョブコーチが出向いて、障害者及び事業主双方に対し、仕事の進め方やコミュニケーションなど職場で生じる様々な課題や職場の状況に応じて、課題の改善を図るための支援を実施。

(10) 障害者・就業生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施。

【センター数：平成19年度 135か所】

障害者の職業紹介状況(障害種類別)

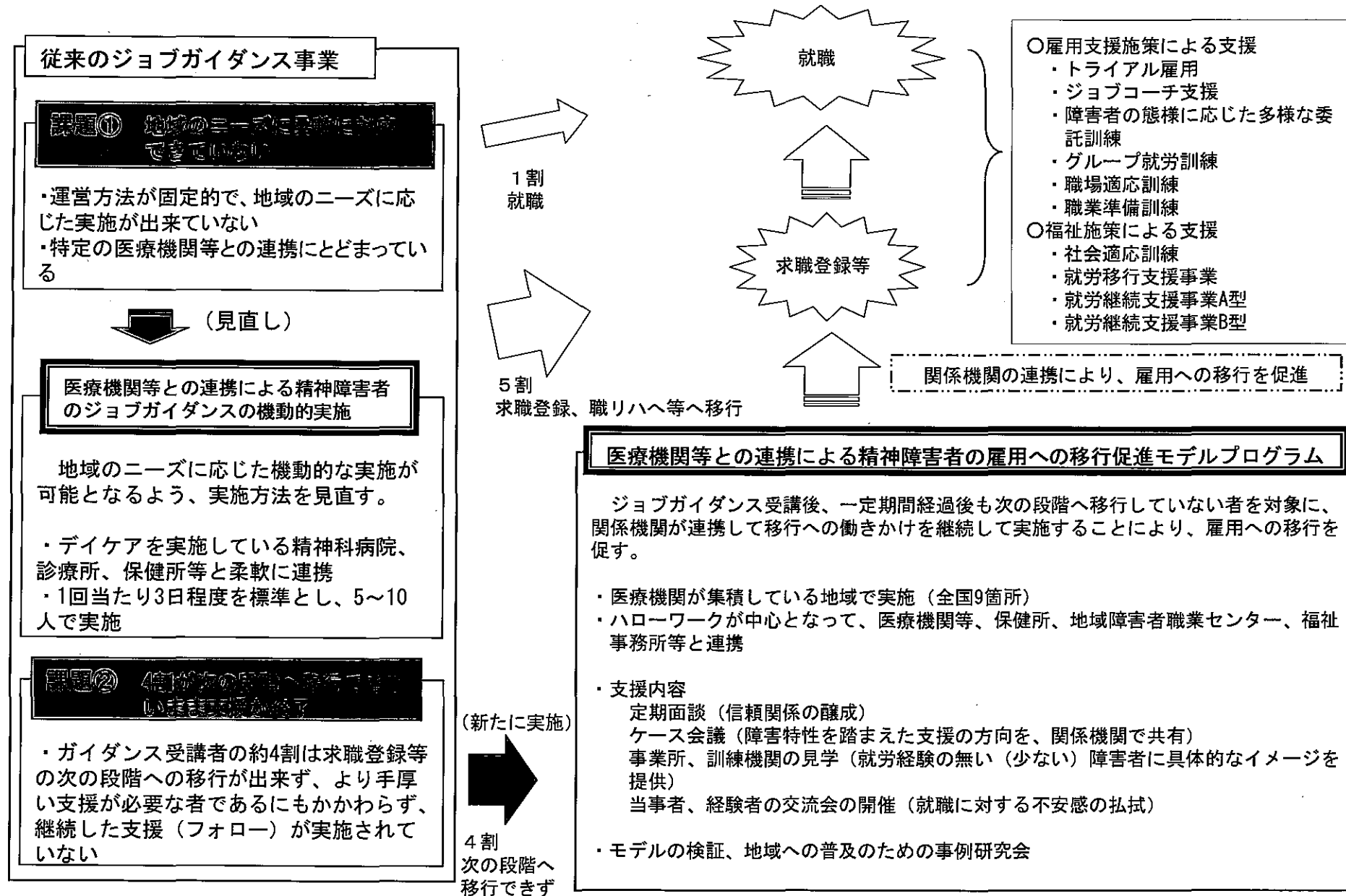
	新規求職申込件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
12年度	77,612 (1.5)	57,393 (0.3)	15,143 (3.2)	4,803 (12.9)	273 (3.0)
13年度	83,557 (7.7)	61,548 (7.2)	16,357 (8.0)	5,386 (12.1)	266 (△2.6)
14年度	85,996 (2.9)	62,888 (2.2)	16,511 (0.9)	6,289 (16.8)	308 (15.8)
15年度	88,272 (2.6)	62,450 (△0.7)	17,602 (6.6)	7,799 (24.0)	421 (36.7)
16年度	93,182 (5.6)	63,305 (1.4)	18,953 (7.7)	10,467 (34.2)	457 (8.6)
17年度	97,626 (4.8)	62,458 (△1.3)	20,316 (7.2)	14,095 (34.7)	757 (65.6)
18年度	103,637 (6.2)	62,217 (△0.4)	21,607 (6.4)	18,918 (34.2)	895 (18.2)

	就職件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
12年度	28,361 (7.2)	19,244 (6.0)	7,414 (8.9)	1,614 (16.6)	89 (△ 6.3)
13年度	27,072 (△4.5)	18,299 (△4.9)	7,069 (△4.7)	1,629 (0.9)	75 (△15.7)
14年度	28,354 (4.7)	19,104 (4.4)	7,269 (2.8)	1,890 (16.0)	91 (21.3)
15年度	32,885 (16.0)	22,011 (15.2)	8,249 (13.5)	2,493 (31.9)	132 (45.1)
16年度	35,871 (9.1)	22,992 (4.5)	9,102 (10.3)	3,592 (44.1)	185 (40.2)
17年度	38,822 (8.4)	23,834 (3.7)	10,154 (11.6)	4,665 (29.9)	229 (23.8)
18年度	43,987 (13.1)	25,490 (6.9)	11,441 (12.7)	6,739 (44.5)	317 (38.4)

※ ()内は前年同期比(差)

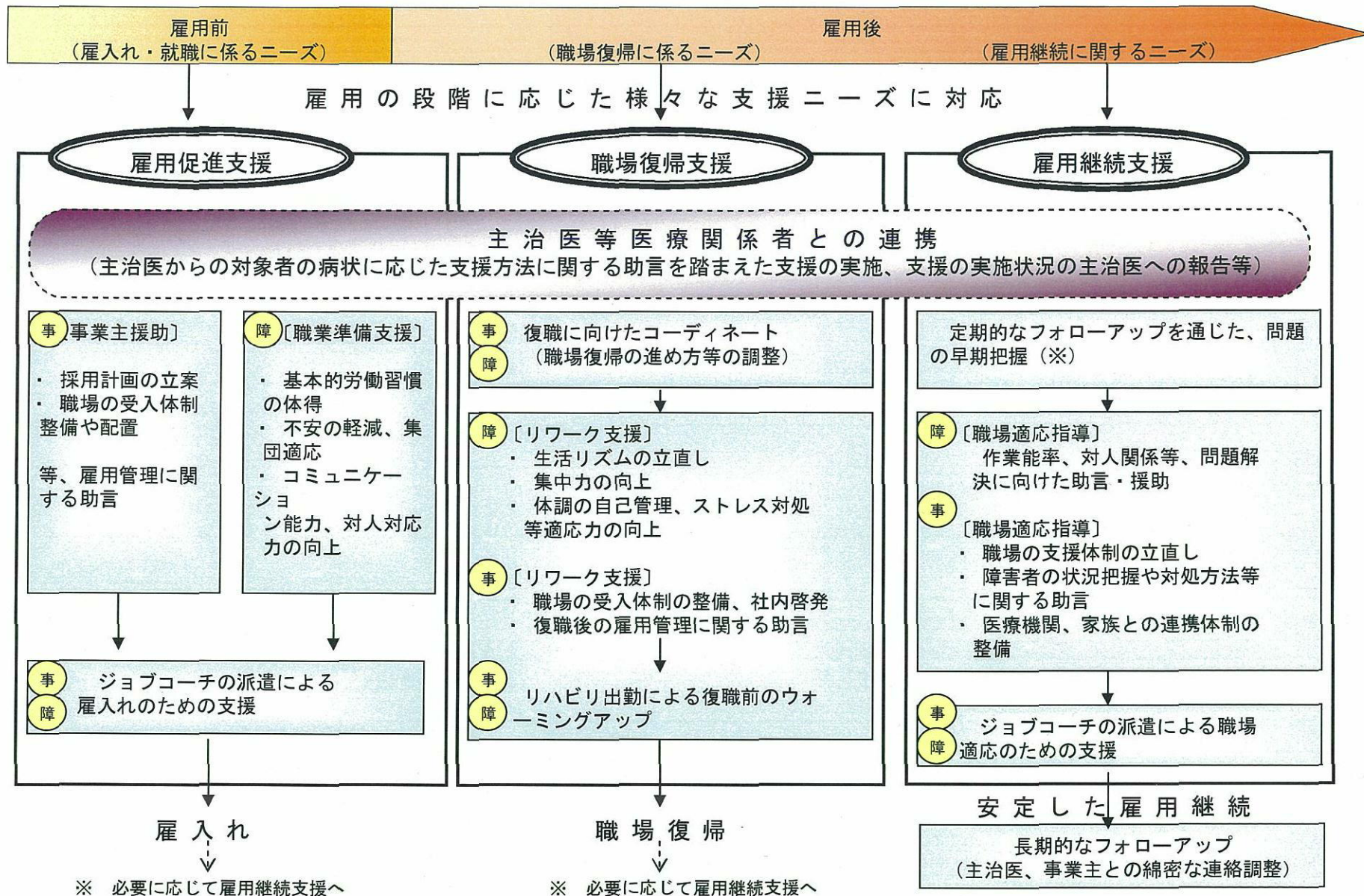
新規求職申込件数及び就職件数は年度(期間)内の累計の数値

○医療機関等との連携による精神障害者のジョブガイダンス事業（H19年度～）



精神障害者総合雇用支援

〔全国の地域障害者職業センター及び多摩支所において実施〕

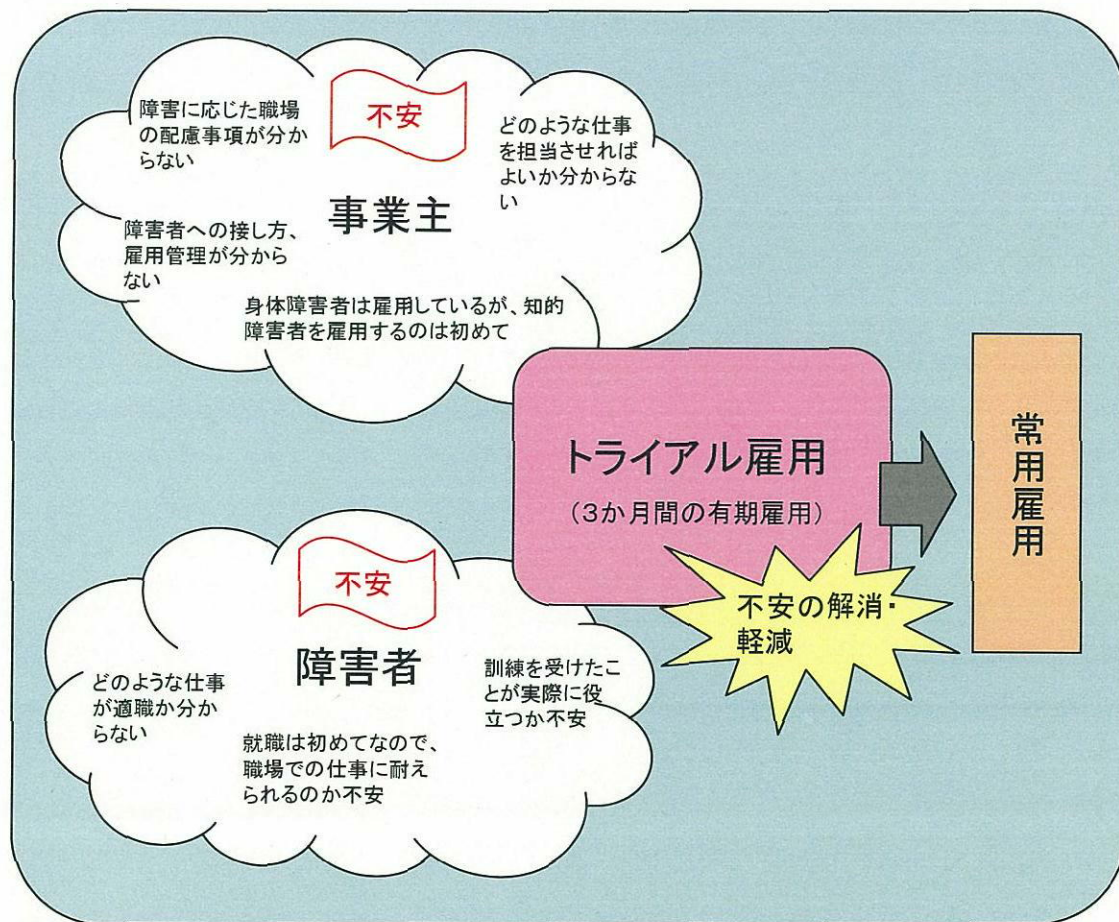


「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。



- 期 間
3か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）
- 奨励金
事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給
- 対象者 6,000人（平成18年度）
↓
8,000人（平成19年度）
- 実 績（平成18年度）
開始者数 6,826人、
常用雇用移行率 83.0%

障害者トライアル雇用事業 実績

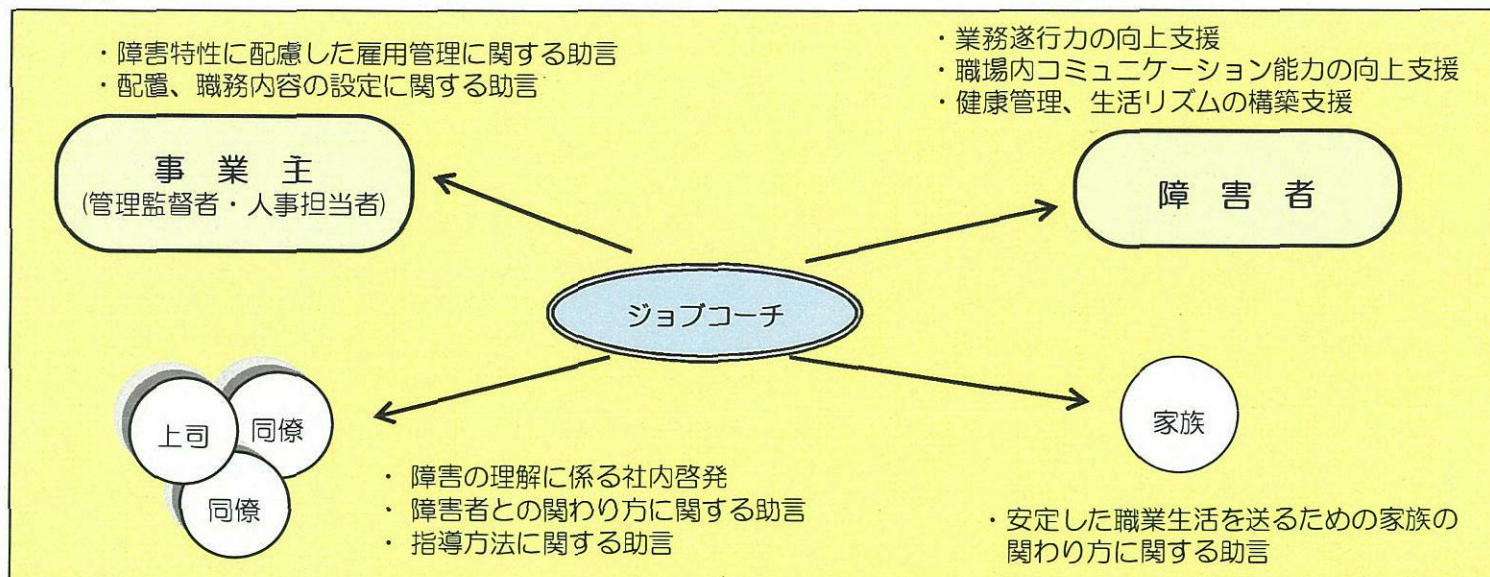
	①年度内の 開始者数(人)	②年度内の 終了者数(人)	③常用雇用 移行者数(人)	④常用雇用 移行率(%)
18年度(予算人数6,000人)	6,826	6,251	5,187	83.0
身体障害者(うち重度)	2,249 (1,191)	2,105 (1,036)	1,705 (850)	81.0
知的障害者(うち重度)	3,559 (1,091)	3,262 (988)	2,805 (867)	86.0
精神障害者	973	843	646	76.6
その他	45	41	31	75.6

※

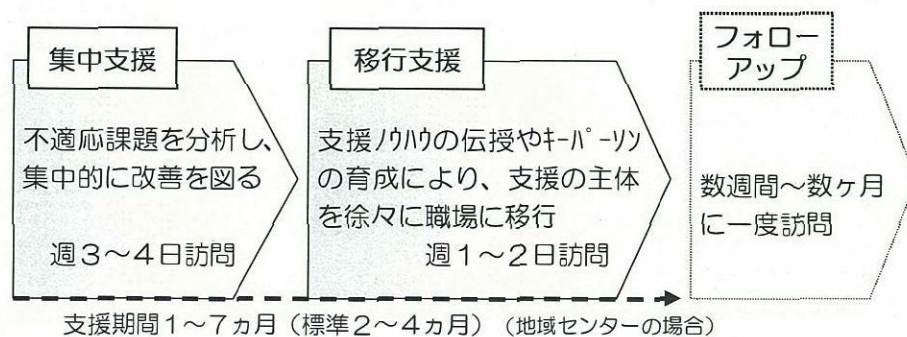
- 1) 終了者 : 年度内に常用雇用移行、期間満了、中途離職した者
- 2) 常用雇用移行者 : ②のうち、試行雇用終了後、引き続き常用雇用に移行した者
- 3) 常用雇用移行率 : ③常用雇用移行者数／②年度内の終了者数

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

◎支援内容



◎標準的な支援の流れ



◎ジョブコーチ配置数(平成19年3月現在)

計842人	地域センターのジョブコーチ	304人
	第1号ジョブコーチ(福祉施設型)	515人
	第2号ジョブコーチ(事業所型)	23人

◎支援実績(平成18年度、地域センター)

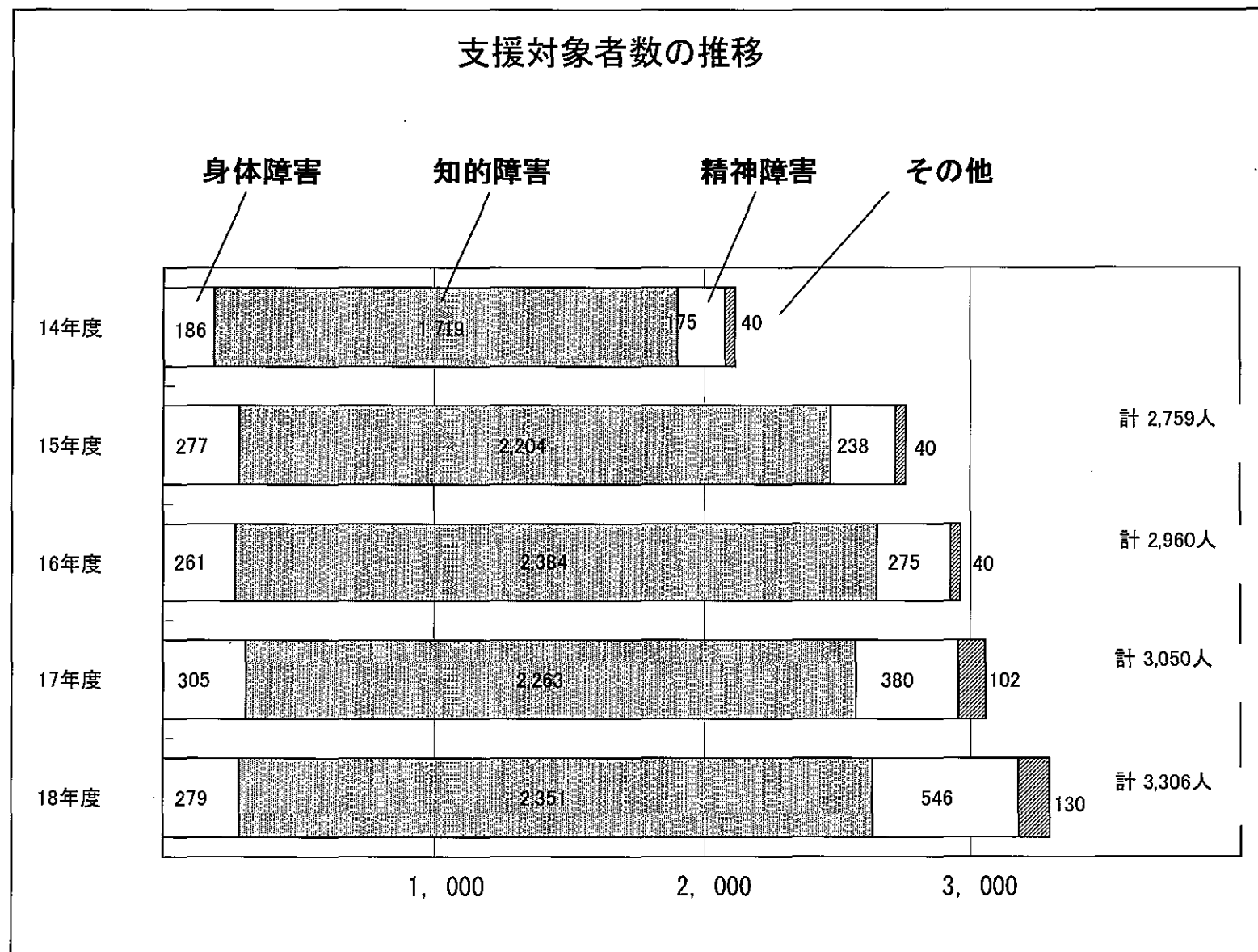
支援対象者数 3,306人

職場定着率(支援終了後6ヶ月) 84.3%

(支援終了後6ヵ月:平成17年10月～平成18年9月までの支援修了者3,131人の実績)

地域障害者職業センターにおけるジョブコーチ事業の実施状況の推移

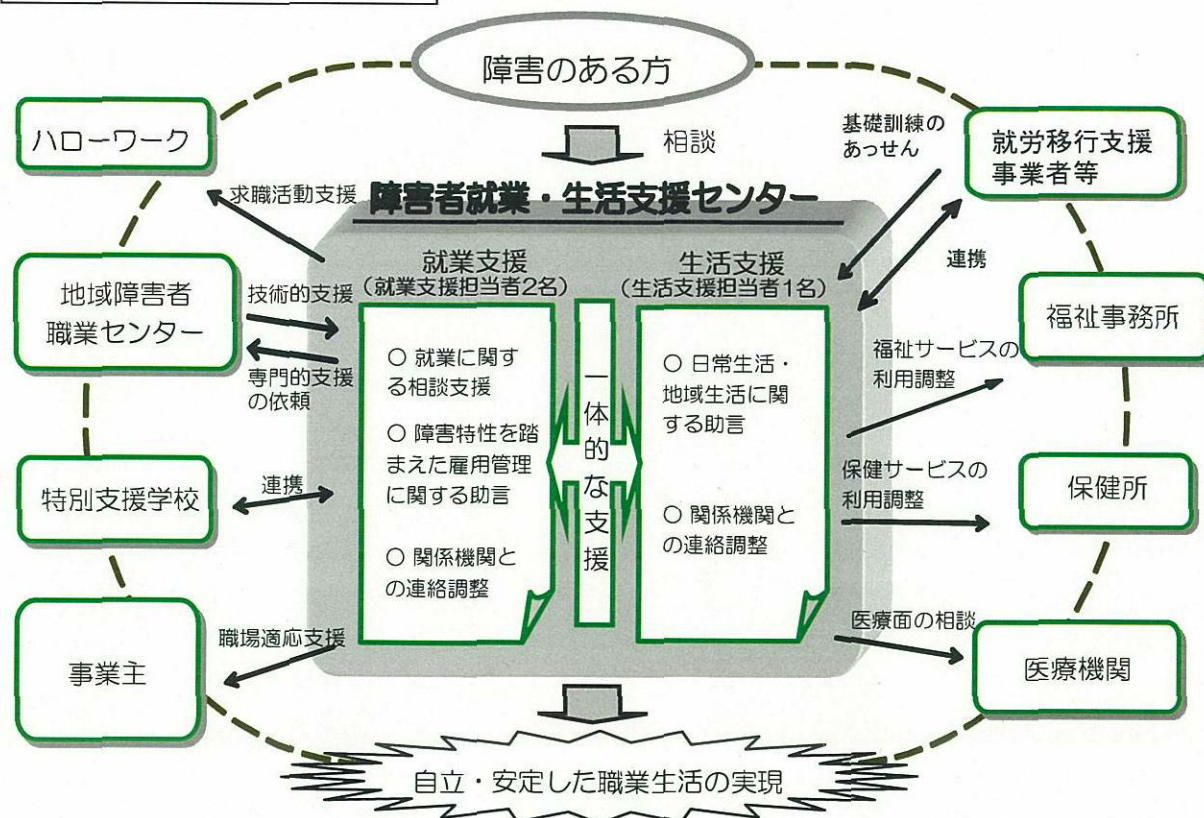
○ 支援対象者数の推移



障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

雇用と福祉のネットワーク



業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

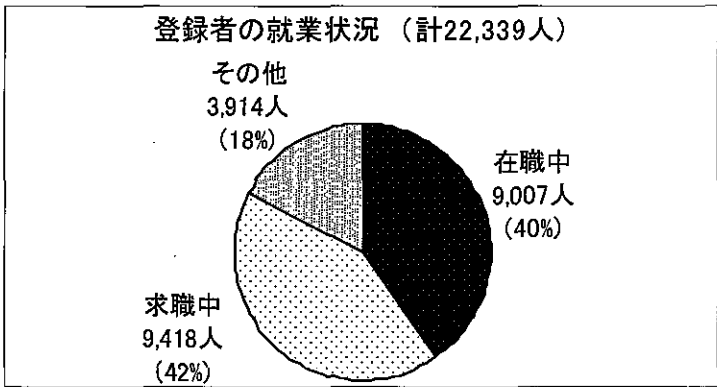
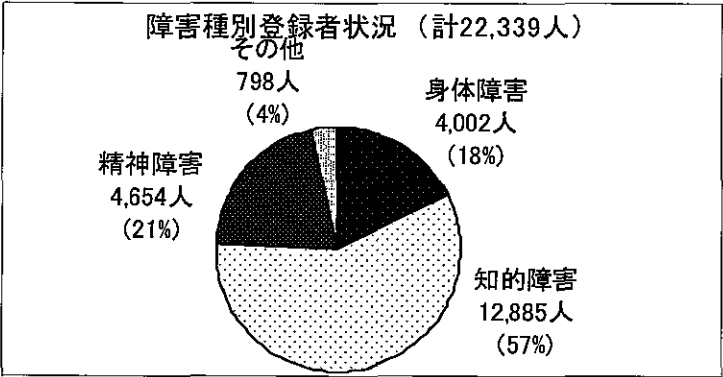
- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

設置箇所数

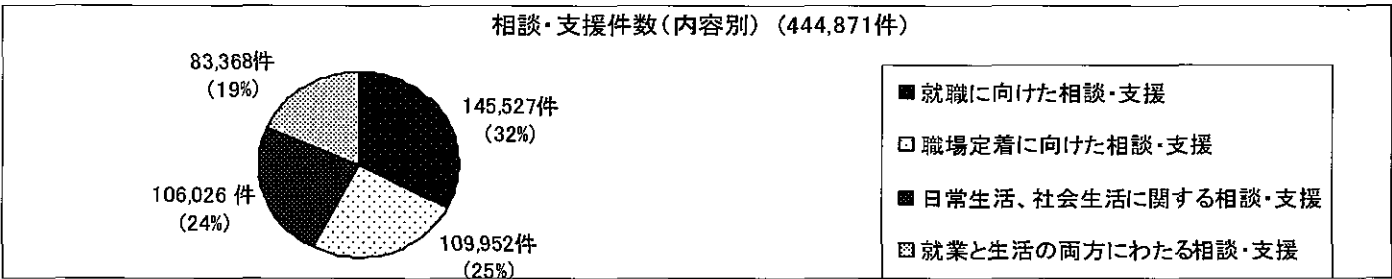
平成18年度 110センター
→ 19年度 135センター

障害者就業・生活支援センター事業実施状況（平成18年度）

（１）支援対象障害者（登録障害者）の状況



（２）障害者に対する相談・支援の状況



（３）障害者の就職状況

(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
650 (18%)	2, 126 (59%)	726 (20%)	132 (4%)	3, 634

<参考>

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
(平成17年法律第81号) (抄)

附 則

(検討)

第2条

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)

平成十七年六月八日
衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 附則第2条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うものとする。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うものとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)

平成十七年六月二十八日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 附則第2条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うこと。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うこと。